

令和6年大府市条例一覧

公布日 令和6年3月22日

- 第 4号 大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例
- 第 5号 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6号 大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 7号 大府市使用料条例の一部を改正する条例
- 第 8号 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 9号 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10号 大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11号 大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12号 大府市手数料条例の一部を改正する条例
- 第13号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号 大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 第15号 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第4号

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化に関し、市等の責務を明らかにするとともに、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることにより、良好な居住環境の確保を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 区分所有者等 法第2条第2号に規定するマンションの区分所有者等をいう。
- (3) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 管理者 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第25条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者をいう。
- (5) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (6) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (7) マンション管理業者 法第2条第8号に規定するマンション管理業者をいう。
- (8) マンション分譲事業者 宅地建物取引業者であつて、新築のマンションの分譲(委託を受けて行う分譲を含む。)を行うものをいう。
- (9) 宅地建物取引業者 法第103条第1項に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (10) 管理規約 区分所有法第30条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する規約をいう。

(11) 長期修繕計画 マンションの修繕に関する長期の計画をいう。

(市の責務)

第3条 市は、マンションの管理の状況等の把握に努めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係者との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

3 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合又は区分所有者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(区分所有者等の責務)

第4条 区分所有者等は、管理組合を構成する一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

2 区分所有者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(管理組合の責務)

第5条 管理組合は、マンションの管理の主体として、その団体又は法人の運営体制を整備する等マンションを適正に管理するよう努めるとともに、マンションにおける良好な居住環境の維持向上に努めなければならない。

2 管理組合は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(管理者等の責務)

第6条 管理者等は、マンションを適正に管理するため、誠実に職務を行わなければならない。

2 管理者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(マンション管理士の責務)

第7条 マンション管理士は、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合、管理者等、区分所有者等その他関係者の相談に応じ、助言、指導その他の援助を適正に行うよう努めなければならない。

2 マンション管理士は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(マンション管理業者の責務)

第8条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた法第2条第6号に規定する管理事務を誠実に行わなければならない。

- 2 マンション管理業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(マンション分譲事業者の責務)

第9条 マンション分譲事業者は、マンションを分譲しようとするときは、あらかじめ、当該マンションの管理組合を円滑に運営することができるようにするため、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画の案並びに修繕積立金の算定の基礎その他これらに関連する事項(次項において「管理規約等の案等」という。)を適切に定めるよう努めなければならない。

- 2 マンション分譲事業者は、分譲されるマンションの専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)を購入する者又は購入しようとする者に対し、管理規約等の案等の内容を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 3 マンション分譲事業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(宅地建物取引業者の責務)

第10条 宅地建物取引業者(マンション分譲事業者を除く。次項において同じ。)は、マンションの区分所有権及び敷地利用権(以下この項において「区分所有権等」という。)の売買若しくは交換をするとき又は区分所有権等の売買若しくは交換の代理若しくは媒介をするときは、当該区分所有権等を取得することとなる者に対し、当該マンションの管理状況に関する情報を提供し、将来における当該マンションの管理に関する理解の増進に努めるものとする。

- 2 宅地建物取引業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(マンション管理適正化推進計画)

第11条 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、法第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画として、大府市マンション管理適正化推進計画を作成するものとする。

- 2 市は、大府市マンション管理適正化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅

滞なく、これを公表しなければならない。

(管理者等による届出)

第12条 管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該マンションの区分所有者等を代表する者として市長が適当と認めるものとする。以下同じ。）は、管理者等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該マンションの管理組合の運営状況その他のマンションの管理に関することであって規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした管理者等は、当該届出に係る事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした管理者等は、規則で定めるところにより、5年ごとに、当該マンションの管理組合の運営状況その他のマンションの管理に関することであって規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(管理者等に対する調査等)

第13条 市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(マンション分譲事業者による届出)

第14条 マンション分譲事業者は、マンションを分譲しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該マンションの管理方針に関することであって規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたマンション分譲事業者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(助言、指導及び勧告)

第15条 市長は、管理者等又はマンション分譲事業者が、正当な理由なく第12条又は前条の規定による届出を行わなかったと認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて当該届出を行うべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 前項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の適正化を図るため必要があると認めるときは、管理者等に対し、当該管理者等が講ずべき措置について必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(公表)

第16条 市長は、前条第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(管理組合の講ずべき措置)

第17条 管理組合（区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人を除く。）は、その運営のために、管理者を置くよう努めなければならない。

第18条 管理組合は、マンションを適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 管理規約の設定
- (2) 管理規約の必要に応じた見直し
- (3) 長期修繕計画の作成
- (4) 長期修繕計画の定期的見直し
- (5) マンションの修繕の計画的な実施

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日に現に管理者等である者は、施行日から90日以内に、第12条第1項に規定する事項を市長に届け出なければならない。

（検討）

3 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第5号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大府市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関</p>

改正後	改正前												
<p>が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用して行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により<u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用して行う<u>同表の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>												
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 951 344 1018">機関</th> <th data-bbox="347 951 705 1018">事務</th> <th data-bbox="707 951 1066 1018">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 1019 344 1382">6 市長</td> <td data-bbox="347 1019 705 1382">生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</td> <td data-bbox="707 1019 1066 1382"><u>法別表の23の項の下欄に掲げる事務に関する利用特定個人情報</u>であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<u>法別表の23の項の下欄に掲げる事務に関する利用特定個人情報</u> であって規則で定めるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 951 1303 1018">機関</th> <th data-bbox="1305 951 1664 1018">事務</th> <th data-bbox="1666 951 2024 1018">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1019 1303 1382">6 市長</td> <td data-bbox="1305 1019 1664 1382">生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</td> <td data-bbox="1666 1019 2024 1382"><u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報											
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<u>法別表の23の項の下欄に掲げる事務に関する利用特定個人情報</u> であって規則で定めるもの											
機関	事務	特定個人情報											
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	<u>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって規則で定めるもの											

改正後			改正前		
	であって規則で定めるもの			であって規則で定めるもの	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第6号

大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部を改正する条例

(大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部改正)

第1条 大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例(令和3年大府市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の4第1項</u> <u>第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる市長</p>

改正後	改正前
市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略	等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) 略

(大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年大府市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大府市使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第7号

大府市使用料条例の一部を改正する条例

大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考	種類	区分	単位	金額	徴収の 時期	備考
略				略	略	略				略	略
略				略	略	略				略	略
庁舎開放 施設及び 附属設備 使用料	多目的ホール	午前	5,610円	使用の 承認を 受けた とき	午前は9時 から12時30 分まで 午後は13時 から17時ま で	庁舎開放 施設及び 附属設備 使用料	多目的ホール	午前	5,610円	使用の 承認を 受けた とき	午前は9時 から12時30 分まで 午後は13時 から17時ま で
		午後	7,200円					午後	7,200円		
		夜間	<u>7,000円</u>					夜間	<u>8,000円</u>		
	全日	<u>19,810円</u>	全日				<u>20,810円</u>				
	会議室001	午前	420円				会議室001	午前	420円		
		午後	490円					午後	490円		

改正後					改正前					
		夜間	<u>420円</u>	夜間は17時 30分から21 時まで 全日は9時 から21時ま で			夜間	<u>490円</u>	夜間は17時 30分から21 時30分まで 全日は9時 から21時30 分まで	
		全日	<u>1,330円</u>				全日	<u>1,400円</u>		
	会議室002	午前	420円			会議室002	午前	420円		
		午後	490円				午後	490円		
		夜間	<u>420円</u>				夜間	<u>490円</u>		
	全日	<u>1,330円</u>		全日	<u>1,400円</u>					
	会議室003	午前	420円		会議室003	午前	420円		午前	420円
		午後	490円			午後	490円		午後	490円
		夜間	<u>420円</u>			夜間	<u>490円</u>		夜間	<u>490円</u>
		全日	<u>1,330円</u>			全日	<u>1,400円</u>		全日	<u>1,400円</u>
	略	略	略	略		略	略	略	略	略
摘要 略					摘要 略					

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に同日以後の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の大府市使用料条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係るこの条例による改正後の大府市使用料条例に定める額の使用料を徴収する。

大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第8号

大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年大府市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> をいう。 2・3 略 (報酬表) 第3条 職員の報酬の基準となる金額(以下「基準額」という。)は、その職務の内容と責任に応じ、大府市職員の給与に関する条例(昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員との均衡を考慮し、市長が規則で定める報酬表によるものとする。この場合において、規則で定める報酬表は、 <u>305,200円</u> の範囲内とする。 2 略 (期末手当)	(給与) 第2条 前条の給与とは、報酬 <u>及び期末手当</u> をいう。 2・3 略 (報酬表) 第3条 職員の報酬の基準となる金額(以下「基準額」という。)は、その職務の内容と責任に応じ、大府市職員の給与に関する条例(昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員との均衡を考慮し、市長が規則で定める報酬表によるものとする。この場合において、規則で定める報酬表は、 <u>304,200円</u> の範囲内とする。 2 略 (期末手当)

改正後	改正前
<p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）第15条第1項」と、「基準日」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（勤勉手当）</u></p> <p>第15条の2 <u>勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定め</u> <u>が6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市長が規則</u> <u>で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、当該職員の</u></p>	<p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）第15条第1項」と、「基準日」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下同じ。）」とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日前6か月以内の期間（当該期間において1か月を超えて引き続き任用されていない期間がある職員にあつては、当該任用されていない期間以前の期間を除く。）における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の総額を6で除して得た額とする。</u></p> <p><u>4 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。</u></p> <p><u>5 給与条例第20条の2及び第20条の3の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条の2各号列記以外の部分中「前条第1項」とあるのは「大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）第15条の2第1項」と、「基準日」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）」</u></p>	

改正後	改正前												
<p><u>と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条の2第1項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表（第4条関係） 等級別基準職務表</p> <p>1 略</p> <p>2 行政職報酬表（2）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>給食調理員、<u>用務員及び運転専門員</u>（以下「給食調理員等」という。）の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	給食調理員、 <u>用務員及び運転専門員</u> （以下「給食調理員等」という。）の職務	略	略	<p>別表（第4条関係） 等級別基準職務表</p> <p>1 略</p> <p>2 行政職報酬表（2）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>給食調理員<u>及び用務員</u>（以下「給食調理員等」という。）の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	給食調理員 <u>及び用務員</u> （以下「給食調理員等」という。）の職務	略	略
職務の級	基準となる職務												
1級	給食調理員、 <u>用務員及び運転専門員</u> （以下「給食調理員等」という。）の職務												
略	略												
職務の級	基準となる職務												
1級	給食調理員 <u>及び用務員</u> （以下「給食調理員等」という。）の職務												
略	略												

（大府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 大府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）第20条第1項<u>又は大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号。以下「会計年度給与条例」という。）第15条第1項</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、</p>

改正後	改正前
<p>業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項又は会計年度給与条例第15条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第9号

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(掲示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当</p>	<p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しな<u>ら</u>なければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当</p>

改正後	改正前
<p>該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第10号

大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例(平成16年大府市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 障がいのある児童(以下「障がい児」という。)の<u>健全な発達に關し地域における中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、障がい児を現に監護する者をいう。以下同じ。)の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うため、発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 障がいのある児童(以下「障がい児」という。)を日々保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、障がい児を現に監護する者をいう。以下同じ。)の下から通わせて、<u>日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するため、発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 児童発達支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（<u>同項に規定する治療を除く。</u>）に関する事業をいう。）</p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援事業をいう。）</p> <p>(4) 略</p>	<p>(1) 児童発達支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業をいう。）</p> <p>(2) 保育所等訪問支援事業（<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業をいう。）</p> <p>(3) 障害児相談支援事業（<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援事業をいう。）</p> <p>(4) 略</p>

（大府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 大府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和5年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件）</p> <p>第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること。ただし、<u>児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件）</p> <p>第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること。ただし、<u>医療型児童発達支援</u>（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>(法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する障がい児(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す</p>	<p>(指定通所支援の事業に係る一般原則)</p> <p>第4条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>(法第21条の5の3第1項に規定する<u>指定障害児通所支援事業者等</u>をいう。以下同じ。)は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者等</u>を利用する障がい児(以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施</p>

改正後	改正前
<p>る等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、利用者及び従業者の健康を保護するため、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講じなければならない。</p> <p>(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策に関する基準)</p> <p>第5条 児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)</p> <p>第6条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(指定通所支援の事業に係る暴力団関係者の排除)</p>	<p>する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、利用者及び従業者の健康を保護するため、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講じなければならない。</p> <p>(児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策に関する基準)</p> <p>第5条 児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)</p> <p>第6条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(指定通所支援の事業に係る暴力団関係者の排除)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、その行う事業により暴力団関係者に利益を与えることがないようにしなければならない。</p>	<p>第7条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>は、その行う事業により暴力団関係者に利益を与えることがないようにしなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第11号

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大府市国民健康保険税条例（昭和45年大府市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規</p>

改正後	改正前
<p>定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。</p>	<p>定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</u></p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条の2 略</p>
<p>第21条 削除</p>	<p><u>(徴収の特例)</u></p>
	<p>第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなると</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="168 598 347 630">第22条 削除</p> <p data-bbox="219 1209 779 1241">(出産被保険者に係る国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="168 1273 1128 1428">第23条の2 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険</p>	<p data-bbox="1160 231 2094 507"><u>きは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p data-bbox="1176 534 1697 566"><u>(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)</u></p> <p data-bbox="1128 598 2094 933">第22条 <u>前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第25条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。</u></p> <p data-bbox="1128 965 2094 1181">2 <u>前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1176 1209 1742 1241">(出産被保険者に係る国民健康保険税の減額)</p> <p data-bbox="1128 1273 2094 1428">第23条の2 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険</p>

改正後	改正前
<p>者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（子どもに係る国民健康保険税の減免）</p>	<p>者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（前条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>（子どもに係る国民健康保険税の減免）</p>
<p>第23条の4 市長は、世帯内に未就学児がある国民健康保険税の納税義務者に対し、第4条及び第7条の2並びに第13条並びに第23条の規定により当該未就学児につき算定した被保険者均等割額に相当する額の10分の4に相当する額を減免する。</p> <p>2 市長は、世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児を除く。以下この項において「18歳以下の子ども」という。）がある国民健康保険税の納税義務者に対し、第4条及び第7条の2並びに第13条並びに第23条及び第23条の2の規定により当該18歳以下の子ども</p>	<p>第23条の4 市長は、世帯内に未就学児がある国民健康保険税の納税義務者に対し、第5条及び第7条の2並びに第13条並びに第23条の規定により当該未就学児につき算定した被保険者均等割額に相当する額の10分の3に相当する額を減免する。</p> <p>2 市長は、世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児を除く。以下この項において「18歳以下の子ども」という。）がある国民健康保険税の納税義務者に対し、第5条及び第7条の2並びに第13条並びに第23条及び第23条の2の規定により当該18歳以下の子ども</p>

改正後	改正前
<p>につき算定した被保険者均等割額に相当する額の<u>10分の9</u>に相当する額を減免する。</p> <p>3 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>につき算定した被保険者均等割額に相当する額の<u>10分の8</u>に相当する額を減免する。</p> <p>3 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第12号

大府市手数料条例の一部を改正する条例

大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）						
(1) 略					(1) 略						
(2) 消防法等関係手数料					(2) 消防法等関係手数料						
種類			単位	金額	種類			単位	金額		
略			略	略	略			略	略		
2 消防 法第11 条第1 項前段 の規定	(2) 貯蔵 所	略			2 消防 法第11 条第1 項前段 の規定	(2) 貯蔵 所	略				
		オ 浮き	危険物の貯蔵最大数	1 件			<u>1,450,000円</u>	オ 浮き	危険物の貯蔵最大数	1 件	<u>1,180,000円</u>
		屋根式	量が1,000キロリット					屋根式	量が1,000キロリット		
		特定屋	ル以上5,000キロリッ					特定屋	ル以上5,000キロリッ		
外タン	トル未満のもの			外タン	トル未満のもの						

改正後				改正前				
に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ク貯蔵所及び浮き蓋付特定	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>1,720,000円</u>	ク貯蔵所及び浮き蓋付特定	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1件	<u>1,410,000円</u>
	屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>1,920,000円</u>	屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1件	<u>1,590,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>2,360,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1件	<u>1,950,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>2,740,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1件	<u>2,270,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>5,640,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>4,550,000円</u>

改正後						改正前					
			トル未満のもの						トル未満のもの		
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1 件	7,240,000円				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1 件	5,820,000円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1 件	8,790,000円				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	1 件	7,070,000円
	略								略		
略									略		
4 消防	略								4 消防	略	
法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和	略								法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所	略	

改正後					改正前				
34年政 令第306 号) 第8 条第3 項の規 定に基 づく危 険物の 製造所、 貯蔵所 又は取 扱所の 完成検 査					又は取 扱所の 完成検 査				
備考 略 (3)~(5) 略 (6) 建築確認等関係手数料					備考 略 (3)~(5) 略 (6) 建築確認等関係手数料				
種類			単位	金額	種類			単位	金額

改正後				改正前			
10	略	略	略	10	略	略	略
10の2	既存	建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく同法第43条第1項の規定に係る制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	1件	27,000円			
10の3	既存	建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく同法第44条第1項の規定に係る制限の適用除外に係る認定申請手続料	1件	27,000円			
18の2	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上等に			18の2	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上に関

改正後					改正前				
適合性判定 手数料	関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の適合性判定の申請又は通知に対する審査				適合性判定 手数料	する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の適合性判定の申請又は通知に対する審査			
	略					略			
摘要 略					摘要 略				
備考 略					備考 略				

改正後	改正前
(7)～(17) 略	(7)～(17) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長

大府市条例第13号

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年大府市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市営住宅等の管理（第4条—第42条）</p> <p><u>第3章の2 子育て世帯向け住宅の特例（第42条の2—第42条の5）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定に該</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市営住宅等の管理（第4条—第42条）</p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定に該</p>

改正後	改正前
<p>当する者にあつては第4号から第6号まで)のいずれの条件も具備する者でなければならない。ただし、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、条件を追加することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 214,000円</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ</u> <u>る者がある場合</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(住宅の明渡し請求等)</p> <p>第42条 略</p> <p><u>第3章の2 子育て世帯向け住宅の特例</u></p> <p><u>(子育て世帯向け住宅の入居者資格)</u></p> <p><u>第42条の2 子育て世帯向け住宅(期限を付して、子育てを行う世帯の者に限り入居を認める市営住宅として市長が指定するものをいう。以下同じ。)</u></p>	<p>当する者にあつては第4号から第6号まで)のいずれの条件も具備する者でなければならない。ただし、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、条件を追加することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 214,000円</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 同居者に<u>中学校就学の終期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(住宅の明渡し請求等)</p> <p>第42条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>に入居することができる者は、第6条各号のいずれにも該当するほか、同居の親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があ るものでなければならない。</u></p> <p><u>(子育て世帯向け住宅の入居期間等)</u></p> <p><u>第42条の3 子育て世帯向け住宅に係る入居の決定の期間(以下この章にお いて「入居期間」という。)は、第11条第4項に規定する入居可能日から 5年間又は同居する者のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間のいずれか短い期間とする。</u></p> <p><u>2 子育て世帯向け住宅に係る入居の決定は、その更新がなく、入居期間の 満了をもってその効力を失う。</u></p> <p><u>3 市長は、子育て世帯向け住宅の入居者(以下この章において「入居者」 という。)を決定したときは、規則で定めるところにより、当該入居決定 者に対し、前項に規定する事項を説明するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定による説明を受けた入居決定者は、規則で定めるところによ り、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 市長は、規則で定めるところにより、入居期間が満了する日の1年前か ら6月前までの間に、入居者に対して、入居期間の満了をもって当該入居 の決定が効力を失う旨の通知を行うものとする。</u></p> <p><u>6 入居者は、入居期間が満了するときまでに、当該子育て世帯向け住宅を 明け渡さなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>7 市長は、入居者が次のいずれにも該当する場合において、当該入居者から申出があったときは、公募によらず、改めて子育て世帯向け住宅への入居を決定することができる。</p> <p>(1) <u>入居期間が満了する日の翌日において、同居の親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があること。</u></p> <p>(2) <u>第6条各号のいずれにも該当すること。</u></p> <p>(3) <u>第42条第1項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>8 市長は、特別の事情があるものとして規則で定める場合において、入居者から申出があったときは、<u>入居期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(子育て世帯向け住宅の家賃の納付)</u></p> <p><u>第42条の4 子育て世帯向け住宅に係る第17条第1項の規定の適用については、同項中「市営住宅を明け渡した日」とあるのは、「市営住宅を明け渡した日又は第42条の5の規定による明渡しの請求があった日のいずれか早い日」とする。</u></p> <p><u>(子育て世帯向け住宅の明渡し)</u></p> <p><u>第42条の5 市長は、入居者が入居期間の満了する日までに当該子育て世帯向け住宅を明け渡さないときは、当該入居者に対し、当該子育て世帯向け住宅の明渡しを請求するものとする。この場合において、市長は、当該明渡し請求の日の翌日から当該子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>金を徴収することができる。</u></p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <p>表 略</p> <p><u>備考 殿ノ前住宅、富士見住宅及び池之分住宅において、浴槽、風呂釜等を設置した場合は、利便性計数に0.05を加算する。</u></p>	<p>別表第2（第14条関係）</p> <p>表 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第14号

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第6号の講習の課程を修了している者は、改正後の第3条第6号の講習の課程を修了した者とみなす。

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

大府市長 岡村 秀人

大府市条例第15号

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲</p>

改正後				改正前			
内においてこれを増額した額とすることができる。				内においてこれを増額した額とすることができる。			
3・4 略				3・4 略			
別表（第5条関係） 補償基礎額表				別表（第5条関係） 補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大府市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。